年金記録の電子交付 (マイナ手続きポータル) の利用方法について



地方職員共済組合

1. 利用対象者とサービスの内容 P3 2. 利用までの流れ P4 3. 利用にあたり事前に必要となる手続き P5 4. 年金記録の電子交付の依頼から電子交付された年金記録の確認まで P12 (1)マイナ手続きポータルから電子交付の依頼をする P13 (2)年金記録が電子交付されたことのお知らせ P13 (3)電子交付された年金記録の確認 P14 5. e-私書箱とマイナポータルの連携 (この手続きは、e-私書箱とマイナポータルを連携したい場合に行います。) P15 (1)「マイナ手続きポータル」からの手続き P15 (2)マイナポータルからの手続き P17			
2. 利用までの流れ P4 3. 利用にあたり事前に必要となる手続き P5 4. 年金記録の電子交付の依頼から電子交付された年金記録の確認まで P12 (1)マイナ手続きポータルから電子交付の依頼をする P12 (2)年金記録が電子交付されたことのお知らせ P13 (3)電子交付された年金記録の確認 P14 5. e-私書箱とマイナポータルの連携 (この手続きは、e-私書箱とマイナポータルを連携したい場合に行います。) P15 (1)「マイナ手続きポータル」からの手続き P15 (2)マイナポータルからの手続き P17	1.	利用対象者とサービスの内容	P3
3. 利用にあたり事前に必要となる手続き P5 4. 年金記録の電子交付の依頼から電子交付された年金記録の確認まで P12 (1)マイナ手続きポータルから電子交付の依頼をする P13 (2)年金記録が電子交付されたことのお知らせ P13 (3)電子交付された年金記録の確認 P14 5. e-私書箱とマイナポータルの連携 (この手続きは、e-私書箱とマイナポータルを連携したい場合に行います。) P15 (1)「マイナ手続きポータル」からの手続き P17	2.	利用までの流れ	P4
4. 年金記録の電子交付の依頼から電子交付された年金記録の確認まで P12 (1)マイナ手続きポータルから電子交付の依頼をする P13 (2)年金記録が電子交付されたことのお知らせ P13 (3)電子交付された年金記録の確認 P14 5. e-私書箱とマイナポータルの連携 (この手続きは、e-私書箱とマイナポータルを連携したい場合に行います。) P15 (1)「マイナ手続きポータル」からの手続き P17	3.	利用にあたり事前に必要となる手続き	P5
(1)マイナ手続きポータルから電子交付の依頼をするP12(2)年金記録が電子交付されたことのお知らせP13(3)電子交付された年金記録の確認P145.e-私書箱とマイナポータルの連携 (この手続きは、e-私書箱とマイナポータルを連携したい場合に行います。)C(1)「マイナ手続きポータル」からの手続きP15(2)マイナポータルからの手続きP17	4.	年金記録の電子交付の依頼から電子交付された年金記録の確認まで	
(2)年金記録が電子交付されたことのお知らせP13(3)電子交付された年金記録の確認P145.e-私書箱とマイナポータルの連携 (この手続きは、e-私書箱とマイナポータルを連携したい場合に行います。)(1)「マイナ手続きポータル」からの手続きP15(2)マイナポータルからの手続きP17		(1)マイナ手続きポータルから電子交付の依頼をする	P12
(3)電子交付された年金記録の確認 P14 5. e-私書箱とマイナポータルの連携 (この手続きは、e-私書箱とマイナポータルを連携したい場合に行います。) [1)「マイナ手続きポータル」からの手続き (1)「マイナ手続きポータル」からの手続き P15 (2)マイナポータルからの手続き P17		(2)年金記録が電子交付されたことのお知らせ	P13
5. e-私書箱とマイナポータルの連携 (この手続きは、e-私書箱とマイナポータルを連携したい場合に行います。) P15 (1)「マイナ手続きポータル」からの手続き P17		(3)電子交付された年金記録の確認	P14
(1)「マイナ手続きポータル」からの手続きP15(2)マイナポータルからの手続きP17	5.	e-私書箱とマイナポータルの連携 (この手続きは、e-私書箱とマイナポータルを連携したい場合に行います。)	
(2)マイナポータルからの手続き P17		(1)「マイナ手続きポータル」からの手続き	P15
		(2)マイナポータルからの手続き	P17

次

◆利用対象者

- 1.現在、地方職員共済組合(道府県庁職員)の組合員の方
- 過去に地方職員共済組合の組合員であった方 (地方職員共済組合の後に他の地方公務員共済組合の組合員 または国家公務員共済組合の組合員となった方は除く)

◆サービスの内容

次の年金記録(公務員共済に係るものに限る)の電子交付 ①年金加入記録、②年金見込額、③保険料納付額、④標準報酬月額等の記録、 ⑤給付算定基礎額残高

〇利用開始までの手続きの流れ

1 当組合の「マイナ手続きポータル」の利用申込をする

【ご準備いただくもの】

- 1. マイナンバーカード
- 2. マイナポータルアプリ(スマートフォンの場合)
- 3.10桁の基礎年金番号(初回、利用登録時のみ)
 - 基礎年金番号が分かる書類:基礎年金番号通知書、ねんきん定期便など
- 4. スマートフォンまたはパソコン及びカードリーダー
- 5. メールアドレス
- 2 e-私書箱とマイナポータルとを連携する※

(※マイナポータルから電子交付された書類を受取りたい場合のみ)

〇年金記録の電子交付の流れ

マイナンバーカードをご用意ください。

- 1 当組合の「マイナ手続きポータル」から年金記録の電子交付の依頼をする
- ② 依頼から概ね1週間程度後に、年金記録が電子交付されたお知らせが登録 したメールアドレスに届く
- 3 「マイナ手続きポータル」にログインし、電子交付された年金記録を確認 する
 - (注意) このサービスは野村総合研究所が提供するe-私書箱サービスやデジタル庁所管のマイナポータルを利用するものです。 このため、画面のデザインは、予告なく変わることがありますのでご留意ください。



1. 当組合のホームページから(<u>https://www.chikyosai.or.jp/</u>)利用登録します。

※ホームページの画面は、更新等により表示が異なる場合があります。ご了承ください。



◆マイナ手続きポータルの利用申込(初回のみ)

2. メールアドレスを登録	
は 地方職員共済組合 Q&A	
● メールアドレス マイナンバーカード ご契約者情報入力 申込売了 登録 読み取り	 ①利用規約等の確認 ↓ ②メールアドレスを登録
メールアドレス登録	↓ ③同意に ☑ をする
以下のリンクより各書面をご確認のうえ、メールアドレスをご登録ください。 利用申込の際は、「マイナ手続きポータル利用規約 Q」「個人情報保護 Q」を必ずお読みいただき、同章の上、ご登録くだ さい。	↓ ④登録する ↓ ⑤メールアドレス登録完了
2 メールアドレス メールアドレス(確認用) example@abcd.co.jp Childrence.co.jp	** 地方職員共済組合 **
・迷惑メールフィルタを設定されている場合、メールが届かない場合がありますので、以下の ドメインを指定受信リストに追加してください。 chikyosai.or.jp 回意する 日月日日し込みをする	5 メールアドレス登録完了 ご登録ありがとうございました。 発発されたメールアドレス際に、確認のメールが自動送信されます。 メール記載のURLをクリックし、表示された画面で中込手続きを行ってください。(URLの有効期間は24時間) ホメールが届かない場合は、迷惑メールに語り分けられている可能性があるため、迷惑メールフォルダをご確認ください。







◆マイナ手続きポータルの利用申込(初回のみ)

3. メール認証から利用申し込み完了まで(スマートフォンを例に記載)





◆マイナ手続きポータルの利用申込(初回のみ)

4. 申し込みの際にエラーが出た場合の表示



4. 年金記録の電子交付の依頼から電子交付された年金記録の確認まで



4. 年金記録の電子交付の依頼から電子交付された年金記録の確認まで

(2)年金記録が電子交付されたことのお知らせ



4. 年金記録の電子交付の依頼から電子交付された年金記録の確認まで

(3)電子交付された年金記録の確認









5 e-私書箱とマイナポータルの連携 (2)マイナポータルからの手続き この手続きは、 e-私書箱とマイナポータルを連携したい場合に行います。 -e-私書箱 MENU メールアドレスの登録 メールアドレスを登録します。 パスワードの入力 ①利用規約に同意する e-私書箱サービス利用規約 利用者証明用電子証明書のパスワード メールアドレス (1) 例:aaaa@example.com 第1条(目的及び定義) バスワードが分からない ヘルプ (2)マイナンバーカードの 1. 本規約は、株式会社野村総合研究 メールアドレス (確認) パスワードを入力し、 カードの読み取り 所(以下「当社」といいます)が提供 例:aaaa@example.com する、e-私書箱サービス(以下「本サ カードを読み取る ービス」といいます)の提供条件等を 10 /~ 定めることを目的とします。 ----- ③メールアドレスを登録 2. 本規約において以下の用語は、本 「わたしのウォレット」サービス利 用規約 項に定める定義によるものとします。 ①申込者・・・本サービスを利用す ==-④ e-私書箱とマイナ マイナポータル 第1条(目的及び定義) るためにユーザ登録の申込を行う者 ポータルのアカウントの 1. 本規約は、株式会社野村総合研究 をいいます。 アカウント連携の 連携が完了する 所(以下「当社」といいます)が提供 スマートフォン背面上部をマイナンバーカードとあ 完了 同意する わせて、読み取り開始ポタンを押してください。 する、「わたしのウォレット」サービ ス(以下「本サービス」といいます) 読み取りかたを確認 の提供条件等を定めることを目的とし ます。 2. 本規約において以下の用語は、本 読み取り開始 項に定める定義によるものとします。 e-私書箱とのアカウント連携が完了し ました。 ①申込者・・・本サービスを利用す るためにユーザ登録の申込を行う者 e-私書箱を利用 同意する 外部サイトとの連携トップへ